

一般社団法人おきなわ国際協力プラットフォーム(OIC-PF)会員規則

第1条(名称)

本会は、「一般社団法人おきなわ国際協力プラットフォーム」(以下「OIC-PF」という。)と称する。

第2条(目的)

1) OIC-PF は、沖縄県において沖縄らしいSDGsを推進するにあたり、特に国際協力の観点で、関連するNGO等団体や企業等の連携による多様な力を集結し、継続的で効果的な活動を展開するために各種の取り組みや支援を行うことを目的とする。

2) OIC-PF は、「OIC-PF 運営事務局」(以下、「事務局」という。)をおき、事務局は、この目標達成のために、NGOや企業等同士の間関係を強めるきっかけになる役割を担い、必要な支援が届けられる場を提供する。

第3条(活動)

OIC-PFにおいて、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1) 広報・発信: OIC-PF は、OIC-PF 加盟会員と連携して、SDGs・国際協力等に関する情報を発信する。

2) 活動支援: OIC-PF は、沖縄県内の国際協力の裾野拡大と組織強化を図るため、OIC-PF 加盟会員間の活動や連携促進・マッチング・コンサルテーション等を支援する。同じく、組織の運営力向上に役立つセミナー等を通じて国際協力人材の育成支援に取り組む。また、会員が実施したいプロジェクト(期間が定められた独自の活動を発案者が会員に提案し、賛同する会員で協働して運営していく活動)の実現のためのマッチングやサポートを必要に応じて行う。

3) ネットワーク: 広報・発信、プロジェクトの実施、イベントやセミナーの開催で、プラットフォームや会員、会員候補者との接点を得て、新しい会員を増やし、ネットワークを形成する。

3) その他、OIC-PF の目的を達成するために必要な活動を行う。

第4条(事務局)

1) 事務局は、JICA 沖縄内(沖縄県浦添市前田1143-1)に設置する。

第5条(会員)

OIC-PF の会員は、沖縄県内に所在し、国際協力の活動を志向するNGO及び企業等とする。

第6条(入会)

1) OIC-PF に入会を希望する団体は、所定の「おきなわ国際プラットフォーム会員申込書(以下、「申込書」という。)」の様式により入会申込書を提出しなければならない。

2) 会員の入会は、申込書の「プラットフォーム加盟に関する同意事項」の記載内容を確認したうえで、事務局によって承認される。

第7条(入会金及び会費)

入会金及び会費は徴収しない。

第8条(有効会員期間と更新)

会員期間は1年間とし、退会の申し出がない場合は1年毎の自動更新とする。

第9条(退会・除名)

- 1) 第8条に基づき、OIC-PFから会員が退会しようとするときは、書面をもってその旨を届け出なければならない。
- 2) 会員がOIC-PFの名誉を傷つけ、または本会の目的に違反する行為を行い、OIC-PFの信用を著しく害した場合には、事務局の決定により会員を除名することができる。
- 3) 会員が解散等により消滅した場合には、OIC-PFを退会したものと見なす。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもの以外に、OIC-PFの運営に関して必要な事項は、事務局が協議して定める。

以上